

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和4年10月14日（金）13：15～13：25
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員課長、労務制度担当係長、他1名
（組合） 副執行委員長2名、書記長1名
4. 議 題：定年引上げに係る要求書への回答について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、平素から本市の教育の振興に、日々ご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

皆様方より、さる9月1日に定年引上げについてご要求をいただきました。一部、管理運営事項に関する事項もありますが、勤務労働条件に密接にかかわる事項もございますので、私どもの考え方を、本日、文書で回答させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、この場をお借りしまして、7月6日の市労連団体交渉において提案をいたしました「定年引上げについて」のうち、「4. 定年引上げ時の給与（2）諸手当」につきまして、改めてご提案をいたします。

先日の提案では、特殊勤務手当については、「定年前の職員と同額」としておりましたが、特殊勤務手当のうち、「夜間学級を置く中学校に勤務する教諭等の職務に係る特殊勤務手当」、いわゆる夜間学級担当手当については、「給料に連動して支給する」ことに改めます。

私どもからは以上でございます。

（組合）ただいま受け取りました要求書の回答について、引き続き追加の要求をさせていただきます。まず、私からは、要求項目1についてお伝えします。60歳超の職員の職務のあり方については、これまで培ってきた知識や経験、専門性を活かしながら働くことは大前提ですが、個々の事情、自身の体調や体力、介護等への配慮などができる民主的な職場であることも大切です。現在でも管理職によって個々の事情への配慮がなされているかどうかには差が出ている状況がありますので、定年が引き上がり不安が大きくなるこのタイミングで、事務局としても管理職へ働きかける必要があると考えます。今回示されなかった主幹教諭や各級事務職員の職務のあり方については、再度検討をしてもらいたい。

次に、要求項目2についてお伝えします。11月頃に全体周知がされるとの回答ですが、全教職員と解釈してよろしいでしょうか。周知の方法については、イントラネットに掲載のみでは、不十分だと考えますが、どのような形を考えているのでしょうか。また、その後の対象者とは、どのような人を対象者としているのか、お伺いしたい。

（組合）次に要求項目3、4に関わることについてお話しします。先日、教員採用候補者選

考試験の合格者が発表され、大幅に合格者が増えました。現在の教員の未配置問題に対する緊急的な措置だと思われませんが、来年度は定年退職者がいない年になりますので、今年度と比較し採用者数を極端に減らすと、来年度以降も未配置が起きるのではないかと心配です。

一方で、将来的な年齢構成についても懸念されます。また、毎年採用者数が上下すると、受検者や学校現場も振り回されることとなります。以上のことを踏まえつつ、定年延長完成までの定年退職者の出ない年のことも十分考慮し、未配置が起きないように、そして安定した採用となるよう計画を立てることを求めます。

また、正規採用者数が増えたことだけでは現在の未配置は埋まらず、安定的な採用の両輪として引き続き臨時採用教職員の確保が重要になってきます。4の回答につながりますが、60歳超の臨時採用教職員の処遇を現在の内容から改善することが、教職員を確保することにつながります。現在検討している内容をぜひ形にしてもらいたい。

続いて5についてです。定年引上げによる役職定年によって、評価者から被評価者になるということも出てきます。被評価者の視点に立って、公正・公平な評価ができるような制度にしてもらいたい。

(組合)6について要求書提出の際にも要求しましたが、育児短時間勤務とペアにする方法を検討してもらいたい。子育て世代が現場に戻ることができる環境と高齢期の職員が無理なく働き続けることの両方を実現できるよい方法だと考えます。

また、希望の勤務形態にならないことも当然ありますが、現在は数が少ない、少数職種の短時間ポストについては拡充を求めます。

要求項目8については、学校運営への影響を考慮しながら、と回答いただきましたが、課題となる事項をクリアし、検討段階に入りましたら、概要を示してもらいたい。

(組合)要するに、今回の回答内容で示されていないことについては、引き続き協議させていただきたいと考えていますので、よろしく願います。なお、再提案のあった内容につきましては、持ち帰り協議いたします。

(市)ただ今、ご意見をいただいた点につきまして、現時点でお答えできる部分について、回答をさせていただきます。

要求項目2に関してですが、11月頃に予定している全体周知は、全教職員を対象としたものであり、その後の情報提供の対象者は、来年度60歳に達する教職員と考えております。全教職員向けの周知や対象者への情報提供の方法については、現在検討中ではございますが、しっかりと周知ができる方法を考え、実施をしていきたいと考えております。

また、その他、ご意見をいただいたことにつきましては、それらの内容も踏まえて、内部で検討を進めていきたいと考えております。勤務労働条件に関する事項につきましては、引き続き、皆さま方と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。